

神奈川県遊技場協同組合

県内パチンコ・パチスロホールの 緊急事態宣言の解除に伴う対応について

このたび、緊急事態宣言が5月25日（月）をもって解除され、神奈川県では、5月27日（水）午前0時より、全ての業種を対象に2段階で休業要請が緩和されました。

ステップ1では、適切な感染防止対策を講じることを前提に休業要請が解除され、ホール営業につきましては、時短営業の要請がなされております。

神奈川県遊技場協同組合では、県内のパチンコ・パチスロホールに対して、時短営業を徹底するとともに、安全・安心な遊技環境でお客様を迎えることができるよう、神奈川県のガイドライン及び業界で策定した「パチンコ・パチスロ店営業における新型コロナウイルス感染症の拡大予防ガイドライン」を遵守した営業を要請しております。

パチンコ・パチスロファン並びに県民の皆様におかれましては、ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

【ホールにおける新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン】（一部項目）

- ・ 従業員及びお客様のマスク着用の徹底
- ・ 手指消毒設備の設置
- ・ お客様を並ばせない工夫及び整理
- ・ 遊戯客間の間隔の確保
- ・ 施設内の十分な換気
- ・ 店内消毒の徹底
- ・ 遊技台での食事の禁止

令和2年5月27日

神奈川県遊技場協同組合